資料8-1

公立大学法人公立諏訪東京理科大学の概要（案）

各事業年度における業務の実績、中期目標に係る事業報告書を組合議会に報告しなければならない≪地独法28条5項・29条2項≫

定款の変更、業務方法書、中期計画の認可・変更・終了時の検討、財務諸表の承認、剰余金・積立金の承認等は、評価委員会の意見を聴かなければならない≪地独法8条4項、22条3項ほか≫

組 合 議 会

設立団体の長
〔組 合 長〕

公立大学法人評価委員会
〔組合の附属機関〕

地方独立行政法人
評価委員会
≪地独法11条≫

❶公立大学法人の定款≪地独法7条≫ **議決**
❷学校法人から負担付寄附の受納≪地自法96条1項9号≫ **議決**
❸公立大学法人設立時の拠出財産≪地自法96条1項6号、地独法6条2項・3項≫ **議決**
❹公立大学法人評価委員会の設置及び運営方法≪地独法11条3項≫ **議決、条例**
❺重要な財産の決定及び取扱い≪地独法44条2項≫ **議決、条例**
❻運営費交付金の予算≪地自法96条、地独法42条≫ **議決**
❼法人が徴収する料金の上限≪地独法23条2項≫ **議決**
❽中期目標の設定≪地独法25条3項≫ **議決**
❾公立大学法人の解散≪地独法92条1項≫ **議決**

議決等が
必要なもの

中期目標の指示、業務方法書の認可、料金の上限の認可、中期計画の認可、年度計画届出、中期目標に係る事業報告書提出、財務諸表提出・承認、剰余金・短期借入金の認可、出資等に係る不要財産認可≪地独法25条1項ほか≫

各事業年度に係る業務の実績に関する評価、中期目標に係る業務の実績に関する評価
≪地独法11条1項、28条1項、30条1項≫

公立大学法人公立諏訪東京理科大学
≪地独法68条1項≫

設立団体の長が任命
≪地独法14条2項≫
≪定款≫

設立団体の長が任命
≪地独法14条1項≫
≪定款≫

学長選考会議
〔6人〕

≪地独法71条3項、5項≫
≪定款≫

学長は、選考機関の選考に基づき、理事長が任命
≪地独法14条1項≫≪定款≫

委員

※経営審議会、教育研究審議会から各3人

監　事
〔2 人〕

理 事 長
〔1 人〕

学　長
（1 人）

経営審議会
経営に関する
重要事項を審議
〔10人程度〕

理事長、副理事長、その他の者で構成
≪地独法77条1項・2項≫≪定款≫

連携

教育研究審議会
教育研究に関する
重要事項を審議
〔15人程度〕

学長、学部長、その他の者で構成
≪地独法77条3項・4項≫≪定款≫

委員

委員

監査の結果に基づき、意見を提出≪地独法13条5項≫

理事長が任命
≪地独法14条3項≫≪定款≫

□は役員
≪地独法12条≫

理事会

副理事長
〔1 人〕

理　事
〔5 人〕

副理事長＝学長
≪地独法71条7項≫
≪定款≫

地方独立行政法人の職員は、理事長が任命
≪地独法20条≫
理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。≪地独法73条≫

【公立大学法人】
①中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け・公表≪地独法26条≫
②年度計画を定め、設立団体の長に届出・公表≪地独法27条≫
③各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受ける≪地独法28条≫
④中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出し、公表≪地独法29条≫